

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。

JAで取引された肥料は、各JAが申請書類を準備して農業者に配布します。



支援の対象となる農業者・肥料

- ・ 農産物の販売実績がある販売農家が対象です。（自給的農家は対象外です。）
- ・ 令和4年6月以降に購入いただいた令和4年の秋肥と令和5年の春肥が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付します。

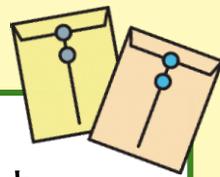
$$\text{支援金} = \left(\text{当年の肥料費} - \left[\frac{\text{当年の肥料費}}{\left(\begin{array}{c} \text{価格上昇率} \\ \text{統計データを} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right)} \div \left(\begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ 0.9 \end{array} \right)} \right) \times 0.7$$

※ このほか、県が上乗せ支援を検討中です

申請に必要なもの

- ① 購入日や購入価格がわかるもの（**注文票と、領収書または請求書**）
※ 秋肥と春肥は、それぞれまとめて、別々に申請します。
- ② **化学肥料低減計画書**（低減に向けた取組に**2つ以上**取り組むこと）
（次のページのチェックシートで申告していただきます。）

申請方法



J Aや肥料販売店などが取組実施者となり、農業者の方はその一員として、県協議会に申請を行うこととなります。

詳しくは、肥料の購入元であるJ A、肥料販売店などにお問合せください。

スケジュール(予定)

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです（JAの場合）。

令和4年10月頃	説明会の実施（国中・両津・相川・南部）
令和4年12月頃	J Aから申請書配布（秋肥分）
令和5年1月頃	J Aから申請書配布（春肥分）
令和5年1月末	J Aへ申請書提出（秋肥・春肥分）
令和5年3月頃	農業者への支援金の支払い(秋肥・春肥分)

※ スケジュールは変更される可能性があります

事業内容説明会

地区	期日	時間	会場
両津	10月22日(土)	14:00～	あいぽーと佐渡
相川	10月24日(月)	14:00～	あいかわ開発総合センター
国中①	10月22日(土)	18:30～	アミューズメント佐渡
国中②	10月25日(火)	18:30～	トキのむら元気館
南部①	10月24日(月)	18:30～	あゆす会館
南部②	10月25日(火)	10:00～	羽茂農村環境改善センター

※ いずれの会場も説明内容は同様ですので、ご都合に合わせてご出席ください。

① 化学肥料の使用量を実際に2割減らさないと支援が受けられませんか

- ・ 取組メニューのうち2つ以上に取り組んでいただければ支援対象となります。

② 既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい

- ・ 令和4年度の全作付面積のうち、過半を占める主要な作物等で5割以上の減々栽培に取り組んでいる場合は、取組が確認できる書類（栽培履歴等）の提出により取組の選択が不要となります。

- ・ 既に取り組んでいる取組もカウントします。
- ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、新たな取り組みを1つ以上行ってください。

③ 低減に向けた取組はいつ行えば良いですか

- ・ 令和5年度中までに取り組んでください。

④ 当用買いは、注文票が提出できませんが対象になりますか

- ・ 購入者名や購入日、肥料名、購入個数、金額が分かる領収書または請求書の添付があれば対象となります。
- ・ レシートなど購入者名等が不明なものは使えませんので、ご注意ください。

⑤ 複数の肥料販売業者から購入している場合はどのように申請したら良いですか

- ・ 下記の3つの申請方法があります。
 - ① 各購入元別に分割して申請する
 - ② 主な購入元の業者にまとめて一括申請する
 - ③ 5戸以上の農業者でグループを作り、県協議会へ申請する
- ・ **まずは、購入元に相談願います。**

⑥ どんな種類の肥料が対象ですか

- ・ 肥料の品質の確保等に関する法律に基づき登録や届出がされている肥料が対象であり、化学肥料だけに限定しません。

<下記の方法等で確認できます>

- 肥料袋に法律に基づく表示があるか確認する
- 購入元に問い合わせる
- 肥料登録銘柄検索システムで検索する

<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub4.html>